

第1回水戸地方裁判所委員会議事概要

(水戸地方裁判所委員会事務局)

- 1 開催日時 平成15年11月28日(金)午後2時00分～午後4時10分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員)

足立勇人, 飯塚和之, 池田數和, 石渡千恵子, 阪場桂子, 佐谷道浩,
佐藤久夫, 園部典生, 友末忠徳, 中泉弘子, 林正彦, 松本光一郎,
松本治郎, 村上正子, 山上又一 (敬称略)

(事務局)

小嶋事務局長, 金澤民事首席書記官, 三好刑事首席書記官,
田島事務局次長(司会), 奥村総務課長

4 議 事

- (1) 水戸地方裁判所長あいさつ
- (2) 委員自己紹介及び事務局自己紹介
- (3) 委員長の選出

委員の互選により, 佐藤委員が委員長に選出された。

- (4) 委員長代理の指名

委員長から, 委員長代理として松本光一郎委員が指名された。

- (5) 議事運営事項の決定

ア 委員会の招集について

委員会は委員長が招集する。

イ 議事の公開について

議事の公開については, 次のとおり取り扱うこととされた。

- ・ 議事は, 原則非公開とする。
- ・ 委員会終了後, 議事概要(発言者名なし)を作成し, 委員長の承認を得

て、水戸地方裁判所のホームページに掲載する。

- ・ 委員会において、意見の集約がされた場合は、委員会終了後速やかに報道機関に公表する。

(議事の公開に関する発言内容は、別紙 1 のとおり)

(6) 水戸地方裁判所の概況説明

ア 水戸地方裁判所沿革史，管轄

イ 民事事件の動向

ウ 刑事事件の動向

(7) 次回テーマ

本日出された意見と次回期日までに委員から事務局に寄せられた意見を踏まえて決めることとされた。(発言内容は別紙 2 のとおり)

(8) 開催回数

開催回数は年 2 回程度を目安とし、必要があれば委員の総意により、さらに開催することもできることとされた。

(9) 次回期日

次回期日は平成 1 6 年 5 月中旬から下旬とすることとされた。

(別紙 1)

議事の公開について(発言内容)

1 会議の内容の公開について

報道機関にまで公開するのが一番いいと思うが、委員の皆さんの心情的な問題もあると思う。公開するなら、条件について、例えば記者が入って記事にするときは特定の固有名詞は出さない、というような決め事がないと難しい。

私は、報道機関を委員会に立ち合わせないという結論についてはかまわないと思うが、テーマに応じては取材が入ることについてかたくなに拒む必要はないのではないかと考える。ここで一律除外とか、全て認めていいとか決める必要はなく、その都度、委員会で意見を調整して判断すればよいのではないかと。

しかし、せっかくこういう委員会ができたのだから、もう少し報道で取り上げてもらおうようにしてはどうか。その意味で、一律非公開とここで決めてしまうのは抵抗がある。しかし、当面の運用として、今のところ報道記者を立ち合わせないというのはかまわない。

この会がより県民の身近になれば良いと思う。裁判所はまだ遠い存在であるので、それぞれの委員が裁判所にこういう思いを持っているということを広く知ってもらおうことはいいことだと思う。そういう意味で、名前とかは別にして原則公開でいい。そうすることにより裁判所への理解が深まるのだと思う。

議事自体については、委員に忌憚なく意見を述べてもらうためには、全く例外を認めないとまでは言わないが、非公開にした方がいいのではないかと。

2 会議の結果の公開について

他の委員会でもホームページで議事の結果を公開している。情報化社会の中でこういう会議を県民の多くの人に知ってもらうことが開かれた裁判所ということになるので、是非ホームページで公開してほしい。その場合の公開方法として、委員の名前を入れて公開するかどうかのポイントになるのではないかと。名前を入

れて公開されることによって、発言を非難される事態も考えられるので、無記名ということでどうか。

市民として考えると、こういう委員会をやりましたということを経済発表することはあってしかるべきだと思う。しかし、この委員会で話し合ったことを、公にするというのはどうかと思う。我々委員は何らかの選挙で選ばれて、ここに来ているわけではない。特定の問題について最終の結論を得たいので皆さんの意見を聞きたいということで集められたのではなく、裁判所をどう運営するかという意見を率直に聞きたいということなのだから、発言の中味までもいちいち公開する必要はあるのか。

この地裁委員会の設立趣旨からすると、委員会が存在すること、そして委員会でどういった意見があったか広く知ってもらう必要があると思う。その意味で、会議の結果をホームページに載せて知らせるべきであると思う。

会議の結果について公表することはいいと思う。しかし、名前までも公開することは差し控えてほしい。公開されることで、自由闊達な意見を差し控えるということになると、せっかくの会議の趣旨が生かされなくなってしまう。

3 議事概要の作成について

議事録のとりまとめを事務局が行うことになるので、事務局で出したいものだけを載せて、出したくないものは伏せてしまうことになるのと正確なホームページの内容にならない。表に出すときは公平な立場でいろんな意見を出すという形にしてもらいたい。最終的には委員長がチェックをすることとなるが、そういう運用をしてもらえば納得できる。

他に出ている委員会では議事概要の公表前に各委員が内容をチェックしている。地裁委員会の議事概要も事前に見せてもらえるか。

時間的に、委員会が終わってホームページに載せる作業をするというとき、スピードが必要だと思う。全委員にチェックしてもらおうとなると、すぐに掲載でき

なくなってしまう、見る人たちへのサービス提供の点でどうかと思う。その意味で、内容については、委員長が責任をもってチェックしてくれれば我々の総意が反映できると期待している。

ケース・バイ・ケースで考えていった方がいいと思う。今日のような議論なら必要ないが、もう少し突っ込んだ議論になると、誰がどういうことを言ったということが問題になると思うので、そういう場合には事前に議事概要を回すなどしてもらった方がいいと思う。その点は柔軟に対応すべきではないか。

議事概要とは別に、口頭でよいので記者クラブに委員会の概要を説明していただくといい。県の審議会などでも、事務局が内容をとりまとめて記者クラブに対してレクチャーをするということをほとんどの場合行っている。せっかくの機会であり、司法制度を考えてもらい、裁判所のあり方について理解をしてもらうためにはホームページだけでなく紙面を通じて情報公開をすべきである。記者クラブに対して公表するのは、議事の過程ではなく結果としてまとめたものでよい。

(別紙 2)

次回テーマ(発言内容)

気軽に相談できる窓口といったテーマを、是非取り上げていただきたい。また、一般の人には、地裁、簡裁、家裁という区別がつかないので、地裁、簡裁、家裁で一体化した窓口を作るべきではないかということも含めて議論いただきたい。

専門訴訟として医療関係や建築関係などの対応をどのように工夫されているかお聞きしたい。

裁判員制度についてお聞きしたい。

裁判迅速化法が施行されたので、裁判の迅速化のために裁判所がどのような取り組みをなされるのか、裁判所の御意見をうかがいたい。